

令和8年度採用 早良区地域広報アドバイザー（会計年度任用職員）募集案内

令和7年12月
早良区地域支援課

自治協議会や自治会・町内会などが行う地域活動について、地域に足を運び、SNSなど様々なツールを用いた魅力発信など、地域コミュニティ活性化のための支援と広報に熱意のある人を募集します。

- 1 受付期間 令和7年12月1日(月)～令和8年1月14日(水)
(郵送受付のみ、当日消印有効)

2 採用予定人員及び職務の概要

職名	採用予定 人数	職務の概要	勤務箇所
地域広報 アドバイザー	1名	○ 自治協議会や自治会・町内会等（以下、「自治協等」という。）の広報に関する以下の支援 (1) 自治協等が行う広報活動の支援 ・ SNSの活用支援 ・ WEBサイト制作・運営支援 ・ 広報紙の制作支援 (2) 区が行う自治協等に関する情報の発信 ・ 地域活動の取材及び記事原稿の作成 ・ 市ホームページ等への地域情報の掲載	早良区役所 地域支援課 (福岡市早良区 百道2丁目1-1)

- 3 任用期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。

4 応募資格

- (1) 次の要件を全て満たす人 ※年齢の上限はありません。
- ・ 地域活性化につながる広報活動に深い理解と強い関心を持ち、その支援に熱意があること
 - ・ 広報活動の支援や地域活動の取材を行うにあたり、地域に出向いて円滑なコミュニケーションが取れること
 - ・ WEBサイト制作・運営支援及びSNSの活用に関する必要な知識・経験を有すること
 - ・ 取材及び記事原稿の作成に必要な知識・経験を有すること
 - ・ 基本的なパソコン操作ができること
 - ・ 上記「3 任用期間」を通じて確実に勤務できること

(2) 次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

(3) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

5 勤務条件等

身分	一般職非常勤職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員)
勤務場所	早良区役所地域支援課（福岡市早良区百道2丁目1番1号）
勤務日・勤務時間	週5日（週27時間30分、1日5時間30分）勤務 ※月曜日から金曜日の9時30分から16時（休憩時間1時間）を基本としますが、業務の都合により、その他の時間に勤務が必要な場合もあります。
休日	土日祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日） ※ただし、所属長の指定により勤務日と休日の振替えを行う場合もあります。
休暇	年次有給休暇（1年間に最大20日）、特別休暇等
報酬等	月額184,231～195,863円（地域手当に相当する報酬を含む） ※採用日前10年間に、本市職員（臨時的任用職員や嘱託員を含む）として在職した期間がある場合は、その職歴に応じて、184,231円から加算した額に決定します。 ※期末手当：年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給 ※交通費：条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで） ※このほかに給与関係の条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当に相当する報酬等が支給されます。
服務	守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限など、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。
社会保険	健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険に加入
公務災害	福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
その他	報酬等支給日：毎月20日 ※ただし、時間外勤務手当（相当報酬）などの実績に応じて支給する手当については翌月20日の支給となります。

※地方公務員法の規定に基づき、採用から原則1か月間、条件付採用となります。

※採用までに関係条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 選考方法等

(1) 選考方法

- ・第1次選考 … 採用選考申込書、職務経歴書、応募動機・自己PRによる書類選考を行います。
- ・第2次選考 … 第1次選考の合格者に対し、面接試験を行います。

(2) 第1次選考の結果発表 令和8年1月27日（火）発送

申込者全員に合否結果を文書で通知し、第1次選考の合格者に対しては、第2次選考の案内を同封します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

(3) 第2次選考について 令和8年2月上旬の予定

※場所・日時の詳細は、受験番号とあわせて第1次選考の合格者に文書で通知します。

7 最終合格発表

令和8年2月24日（火）午前10時

- ・最終合格者の受験番号を、早良区役所2階地域支援課前と福岡市ホームページに掲載します。
- ・また、第2次選考の受験者全員に合否結果を文書で通知します。

※合否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

8 合格から採用まで

- ・最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- ・候補者名簿に登載された人で、成績上位の人を令和8年4月1日に採用します。

9 応募方法

(1) 提出方法 郵送受付のみ（当日消印有効）

- ・提出書類を下記の提出先へ、特定記録または簡易書留により郵送してください。（郵送以外の方法（窓口への持参等）での受付はできません。）

※特定記録または簡易書留によらない場合の事故等については責任を負いません。

- ・封筒の表に、「早良区地域広報アドバイザー選考試験申込」と朱書きしてください。
- ・封筒の裏に、差出人の住所・氏名を明記してください。
- ・特定記録または簡易書留の控えは、第1次選考の合否結果が文書で通知されるまで大切に保管してください。

○提出先

〒814-8501

福岡市早良区百道2丁目1番1号

福岡市早良区役所総務部地域支援課 地域広報アドバイザー採用担当 宛

(2) 提出書類

①採用選考申込書（別紙：様式１）

※両面印刷の上、採用試験申込書の裏の署名欄にも必ず署名し、日付を記入してください。

②職務経歴書（別紙：様式２）

※WEBサイト制作・運営、取材・記事原稿作成等の実務経験がある場合は、具体的に記述してください。

③応募動機・自己PR（別紙：様式３）

※様式は、ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/sawaraku/t-shien/bosyuu/kaikeinenndo_boshu-sawara.html

※これまで取り組んできた地域活動や、地域広報アドバイザーとして取り組みたい事項などを、パソコンを使って、横書き４００字以内で記載してください。

④返信用封筒（一部）

※４６０円分の切手（簡易書留）を貼った宛先明記の定型封筒（長形３号封筒）

※後日、書類選考の可否通知を送付するための封筒として使用します。

10 注意事項

（１）提出された書類は返却いたしません。

（２）応募書類に不備がある場合は、無効となります。

（３）本募集及び採用は、議会での予算成立を前提としております。

申込み・問い合わせ先

福岡市早良区総務部地域支援課地域広報アドバイザー採用担当

〒814-8501 福岡市早良区百道２丁目１番１号

TEL：(092)833-4416 FAX：(092)851-2680

Mail：t-shien.SW0@city.fukuoka.lg.jp